第42号議案

平成28年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成28年度宍粟市の病院事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
公立 宍 粟 総 合 病 院 院 内 託 児 所管 理 運 営 業 務 委 託		委託事業者と締結する 単価契約に基づく額

平成29年2月28日提出

宍粟市長 福元晶三